

Clip!

# 保育園(所)の入園案内～4月から入園を希望の方へ～

申込・問合せ先：いきいきプラザ都留内 福祉課  
子育て支援担当 ☎(46) 5112

## 申込受付期間

12月1日(水)～

平成23年1月31日(月)

※土・日曜、祝日、12月28日(火)

～平成23年1月3日(月)は除

きます。

## 受付時間

8時30分～17時30分

## 申込書の配布・受付場所

福祉課子育て支援担当

市内各保育園

※申込書は12月1日から配布し

ます。

## 入園基準

都留市に住所がある方で、次の5つの要件のいずれかに該当する方

①

両親が共働きのため、保育できない場合

②

両親が、家事以外の仕事をしているため、保育できない場合

③

同居の家族の介護などのため、保育できない場合

④

同居の家族も保育できない状態である場合

⑤

その他、特別な事情などにより、保育できないと認められる場合

※出産のため保育できない場合

の入園基準は、出産前6週間から出産後8週間までです。

## 申込方法

申込書に必要書類を添付のう

え、いきいきプラザ都留内福祉課

子育て支援担当、または市内各保

育園に直接お申し込みください。

## 必要書類

■在職証明書

■世帯状況調査票

■所得状況調査同意書

■源泉徴収票または確定申告表

の写し

※病气、介護、求職などで保育

できない場合は、保育に欠ける

ことの申込書(民生委員の

証明)が必要です。

※求職の場合は、3カ月ごとに

状況報告が必要です。

※出産のため保育できない場合

は、母子手帳の写しが必要です。

※継続入所の場合は、必要書類

が変わります。

## その他

市外の保育園入園をご希望さ

れる方は、該当市町村の受付締

切日をご確認のうえ お申し込

みください。



Clip!

# 住民基本台帳の閲覧状況の公表

問合せ先 市民生活課

## ■平成21年11月1日～平成22年10月31日までの閲覧状況

| 申請者の氏名            | 請求事由の概要                                            | 閲覧日    | 閲覧に係る住民の範囲                                            |
|-------------------|----------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------|
| (株)日本ビデオ<br>リサーチ  | 2010年「全国たばこ喫煙者率調査」実施のための対象者抽出<br>(委託者：日本たばこ産業株式会社) | 1月20日  | 夏狩地区 大正9年5月1日～平成2年4月30日生まれの男女                         |
| (財)山梨<br>総合研究所    | 「女性の健康意識調査」実施のための対象者抽出<br>(委託者：山梨県知事)              | 1月21日  | 市内全域の13歳(平成22年1月1日現在)以上の女性120名                        |
| (株)日本リサーチ<br>センター | 「生活意識に関するアンケート調査」実施のための対象者抽出<br>(委託者：日本銀行情報サービス局)  | 2月9日   | 四日市場、与縄、桂町の満20歳以上の男女15名                               |
| (株)流通研究所          | 調査<br>(委託者：山梨県知事)                                  | 6月11日  | 山梨県在住20歳以上の男女                                         |
| (株)流通研究所          | 「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」のための対象者抽出<br>(委託者：山梨県知事)      | 10月6日  | 山梨県在住の20歳以上の男女                                        |
| (社)中央調査社          | 「2010年格差と社会意識についての全国調査」対象者抽出<br>(委託者：情報・システム研究機構)  | 10月21日 | 「小野」地区一部 25歳以上59歳以下の男女個人(昭和25年1月1日～昭和59年12月31日生まれ)14名 |

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2の第12項により、毎年1回は住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、請求をした機関や個人、請求事由の概要、その他総務省令で定める事項を公表することが義務付けられています。

平成21年11月1日～平成22年10月31日までの閲覧状況は次のとおりです。